③　東京発着富士・河口湖プラン

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②ハに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ハに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車並びに⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②ハに定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

④　東京発着南信州プラン

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②ニに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ニに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車並びに⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②ニに定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

⑤　名古屋発着金沢・加賀温泉郷・飛騨高山・白川郷プラン

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②ホに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ホに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車並びに⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②ホに定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

⑥　名古屋発着飛騨高山・白川郷プラン

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②ヘに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ヘに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車並びに⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②ヘに定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

⑦　名古屋発着富山・金沢・飛騨高山プラン

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②トに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②トに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車並びに⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②トに定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

⑧　名古屋発着伊豆・静岡プラン

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②チに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②チに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車並びに⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②チに定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

⑨　名古屋発着信州・下呂ワイドプラン

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②リに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②リに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車並びに⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②リに定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

⑩　名古屋発着信州・下呂ミニプラン

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②ヌに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ヌに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車並びに⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②ヌに定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

⑪　伊勢志摩プラン

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷②ルに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

⑵　割引を適用した後の料金の額

割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、下表に掲げる額とする。

	軽自動車等	普通車
東京発着伊豆プラン	3,000円	3,800円
東京発着舘山寺・浜名湖プラン	4,600円	5,800円
東京発着富士・河口湖プラン	3,000円	3,700円
東京発着南信州プラン	4,100円	5,100円
名古屋発着金沢・加賀温泉郷・飛騨高山・白川郷プラン	4,900円	6,100円
名古屋発着飛騨高山・白川郷プラン	3,500円	4,400円
名古屋発着富山・金沢・飛騨高山プラン	5,200円	6,500円
名古屋発着伊豆・静岡プラン	4,000円	5,000円
名古屋発着信州・下呂ワイドプラン	3,900円	4,900円
名古屋発着信州・下呂ミニプラン	2,400円	3,000円
伊勢志摩プラン	2,400円	3,000円

⑶　実施する期間

平成28年４月１日から平成28年10月１日まで。ただし、平成28年４月28日から平成28年５月８日まで及び平成28年８月10日から平成28年８月16日までの間を除く。

⑷　適用区間

①　発着エリア

イ　東京エリア

中央自動車道富士吉田線の高井戸インターチェンジから上野原インターチェンジまでの区間、第一東海自動車道の東京インターチェンジから大井松田インターチェンジまでの区間及び海老名インターチェンジから海老名南ジャンクションまでの区間、一般国道１号（新湘南バイパス）の藤沢インターチェンジから茅ヶ崎海岸インターチェンジまでの区間並びに一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の茅ヶ崎ジャンクションから海老名南ジャンクションまでの区間及び海老名インターチェンジから八王子西インターチェンジまでの区間。

ロ　名古屋エリア

中央自動車道西宮線の土岐インターチェンジから養老ジャンクションまでの区間、第一東海自動車道の音羽蒲郡インターチェンジから小牧インターチェンジまでの区間、東海北陸自動車道の一宮ジャンクションから関インターチェンジまでの区間、第二東海自動車道横浜名古屋線の豊田東インターチェンジから東海インターチェンジまでの区間並びに一般国道475号（東海環状自動車道）の大垣西インターチェンジから養老ジャンクションまでの区間。